

独立行政法人日本芸術文化振興会中期計画

令和5年3月27日
文部科学大臣認可

(序 文)

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条の規定により、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）が中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。

(基本方針)

振興会は、我が国における文化芸術振興の中核的拠点として、その果たすべき役割、国民の多様な関心を常に踏まえながら、次に掲げる活動をはじめ、多様な活動を展開し、もって芸術その他の文化の向上に寄与する。

- ① 芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する資金の提供等の援助を行うこと
- ② 劇場施設を設置し、我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の公開及び我が国における現代の舞台芸術（以下「現代舞台芸術」という。）の公演を行うとともに、劇場施設を伝統芸能の保存振興又は現代舞台芸術の振興普及等を目的とする事業の利用に供すること
- ③ 伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修を行うこと
- ④ 伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究並びに資料の収集及び活用を行うこと

特に第5期中期目標期間は、平成29年度に改正された「文化芸術基本法」（平成13年法律第148号）において、文化芸術の振興にとどまらず、関連分野における施策との連携を図ることが求められている。さらに、令和2年度に制定された「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」（令和2年法律第18号）において、文化資源の積極的な活用を図り、国内外の幅広い来訪者にその魅力を分かりやすく紹介することで、我が国の文化観光に資することが求められている。加えて、2025年には大阪・関西万博が開催され、多くの外国人の来訪が見込まれる。これらを踏まえ、積極的に活動を展開する。

また、国立劇場、国立演芸場及び伝統芸能情報館（以下「国立劇場等」という。）については、令和5年度をもって閉館し、PFI事業による再整備を着実に進めるとともに、「未来へつなぐ国立劇場プロジェクト」に基づき、初代国立劇場さよなら公演及び記念事業や再開場に向けた取組等を推進する。なお、伝統芸能の保存振興を図るために国立劇場等が実施してきた事業は再整備期間中も継続して取り組むこととする。

業務運営に関する重要事項を諮問するための評議員会については、振興会の業務の適正

な運営に必要な学識経験を有する者で構成することとし、事業実施に当たっては、そこでの幅広い審議及び意見を参考とするとともに、芸術家、芸術団体等の自主性・創造性を十分に尊重しつつ行うこととする。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

1 文化芸術活動に対する援助

(1) 助成金の交付

ア 国民が文化芸術に親しみ、自らの手で新しい文化を創造していく環境の醸成とその基盤の強化を図っていくとともに、我が国の芸術水準を向上させていくため、多様な資金を活用し、芸術家及び芸術団体等が実施する次に掲げる活動に対し助成金を交付する。

なお、助成金の交付に際しては、芸術家及び芸術団体等の自主性・創造性を十分尊重することに留意する。

- ① 芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための公演、展示等の活動
- ② 文化施設において行う公演、展示等の活動又は文化財を保存し、若しくは活用する活動で地域の文化の振興を目的とするもの
- ③ その他、文化に関する団体が行う公演及び展示、文化財である工芸技術の伝承者の養成、文化財の保存のための伝統的な技術又は技能の伝承者の養成その他の文化の振興又は普及を図るための活動

イ 助成金交付事務の効率化等

助成金の交付に際しては、助成金交付事務の効率化、審査手続き等に関する客観性及び透明性を確保しつつ、より効果的な援助を行うため、次の措置を講ずる。

- ① 審査方法等選考に関する基準の策定及び事前公表
- ② 助成の成果等に対する評価等を踏まえた客観性・透明性の高い審査
- ③ 助成対象活動の実施状況の調査
- ④ 助成対象分野の現状等の調査
- ⑤ 地方公共団体との連携協力の推進
- ⑥ 情報通信技術等を活用した申請手続き等の合理化

ウ 文化芸術に対する国の支援施策や社会状況を踏まえ、適切な組織体制の再編・強化を行い、芸術団体等の自律的・持続的発展を目指す伴走型支援の在り方について検討する。

エ より一層の審査・評価の効果的かつ効率的な実施を図る観点から、専門人材を計画的に配置するなどアーツカウンシルとしての機能（専門家による助言・審査・評価・調査研究等の機能）の強化に向けて、地域におけるアーツカウンシル機能を有する組織、他の独立行政法人等の専門機関や団体等との連携の確立及び強化を図る。また、引き続き

文化庁と連携及び役割分担を行い、文化芸術振興のための助成事業の在り方を検討する。

(2) 助成に関する情報等の収集及び提供

文化芸術活動に対する援助の中核的拠点として、文化芸術活動に関する情報を収集し、データベース化やホームページを通じた提供等を推進するとともに、その内容の充実に努める。

(3) 芸術文化振興基金の多様な財源確保と管理運用

芸術文化振興基金の運用益が減少する中においても、芸術家及び芸術団体等の課題解決に向けた柔軟な支援を行うために寄附金等多様な財源の確保を図る。管理運用については、運用方針を定め、安全性に留意しつつ、安定した収益の確保を図る。

2 伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演

伝統芸能の公開によるその適切な保存と振興、国際的に比肩し得る高い水準の現代舞台芸術の振興と普及を、継続的かつ安定的に実施していくため、次のとおり伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演を行う。なお、国立劇場等の再整備に伴い閉場する国立劇場及び国立演芸場で実施している公演については、再整備期間中は代替施設で引き続き実施する。

実施に当たっては、我が国の舞台芸術の魅力を世界に示すとともに、2025年に開催される大阪・関西万博を契機として来訪する外国人を含む新たな観客層の獲得に向け、伝統芸能及び現代舞台芸術の魅力を高めるための取組を一層強化する。

なお、これらの取組を推進するに当たっては、企画内容や広報、営業宣伝、ニーズの把握、関係団体との連携等について戦略的に取り組む。

(1) 伝統芸能の公開

つとめて伝承のままの姿で多様な伝統芸能の公開を行い、その適切な保存と振興を図る。中期目標の期間中次のとおり伝統芸能の公開を行う。再整備期間中に実施する代替施設での公演においては、新たな観客層の獲得に資する上演方法等についても検討する。

ア 歌舞伎公演

筋の展開が理解しやすい「通し狂言」での上演を基本とし、その上で上演の途絶えた優れた演目・場面の復活、新作等の上演、解説を付した公演等を実施し、歌舞伎の保存と振興を図る。

イ 文楽公演

「通し狂言」や見せ場を中心に複数演目を並べる「見取り狂言」等の様々な形態で上演を行うとともに、上演の途絶えた優れた演目・場面の復活、新作の上演、解説を付した公演等にも取り組み、文楽の保存と振興を図る。

ウ 舞踊・邦楽・雅楽・声明・民俗芸能等公演

それぞれの芸能について、質の高い技芸の公開を基本としつつ、芸能の特性を踏まえた企画性の高い公演等を実施し、それらの芸能の保存と振興を図る。

エ 大衆芸能公演

寄席を中心に受け継がれてきた伝統的な大衆芸能の公演とともに、多彩な出演者により企画性の高い公演等を実施し、大衆芸能の保存と振興を図る。

オ 能楽公演

伝統的な能狂言の演目と各流の演者を、能楽全体を見渡す視点に立って組み合わせた公演とともに、上演の途絶えた優れた演目の復曲、新作の上演、解説を付した公演、企画性の高い公演等を実施し、能楽の保存と振興を図る。

カ 組踊等沖縄伝統芸能公演

組踊等沖縄伝統芸能の鑑賞機会を提供するとともに、上演の途絶えた優れた演目の復曲、新作の上演、解説を付した公演、本土の芸能やアジア・太平洋地域の芸能も取り上げる企画性の高い公演等を実施し、沖縄伝統芸能の保存と振興を図る。

(2) 現代舞台芸術の公演

国際的に比肩し得る高い水準の現代舞台芸術を自主制作により公演し、その振興と普及に努める。中期目標の期間中次のとおり現代舞台芸術の公演を行う。

ア オペラ公演

名作と呼ばれる代表的な作品を上演するとともに、新たに制作する作品や上演機会の少ない優れた作品、日本の作曲家等の作品の上演にも努め、それらをレパートリーとして蓄積し、繰り返し上演することにより、オペラの振興と普及を図る。

イ バレエ公演

スタンダードな作品を、新国立劇場バレエ団を主体に上演するとともに、国内外の振付家等による質の高い新国立劇場のオリジナル作品の企画・上演にも努め、それらをレパートリーとして蓄積し、繰り返し上演することにより、バレエの振興と普及を図る。

ウ 現代舞踊公演

特徴あるスタイルを持つ芸術家による斬新な企画作品や国内外で高い評価を得ている作品等を上演し、現代舞踊の振興と普及を図る。

エ 演劇公演

新作上演を企画・発信するとともに、我が国で創作された作品の再評価や海外の優れた作品の紹介、芸術団体等との交流に努め、現代演劇の振興と普及を図る。

(3) 青少年等を対象とした公演

ア 伝統芸能を次世代に伝え、新たな観客層の育成を図るため、(1)の中で主に青少年を対象とした公演を実施するほか、社会人や親子を対象とする入門企画を実施する。

イ 青少年等が現代舞台芸術に触れる機会を確保し、新たな観客層の育成と現代舞台芸術の普及を図るため、(2)の中で主に青少年を対象とした公演を実施する。

ウ 国内外の幅広い来訪者に伝統芸能及び現代舞台芸術の魅力を分かりやすく紹介するため、外国人向けの公演や普及的な企画を充実させる。

(4) 伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演の実施に際しての留意事項等

ア 幅広く多くの人々が鑑賞することを目指して新たな観客層の開拓に努め、主催公演を実施する。実施に当たっては、個々の実施目的、演目、過去の鑑賞者数の状況、国立劇場等の再整備期間中の代替施設の確保状況等を踏まえた適切な鑑賞者数及び公演収支の改善目標を設定し、その達成に努める。

イ 外部専門家等の意見を聴取するとともに、観客へのアンケート調査を適宜実施し、公演事業に反映させる。

ウ 我が国における伝統芸能の保存振興又は現代舞台芸術の振興普及の中核的拠点として、次のとおり公演等を実施する。

- ① より多くの人に質の高い伝統芸能及び現代舞台芸術の鑑賞機会を提供するため、国、地方公共団体、他の独立行政法人、芸術団体、企業等と連携協力し、共催、受託等による公演等を行う。
- ② 全国各地において広く鑑賞できる機会を提供するため、国、地方公共団体等と連携協力し、各地の文化施設等における公演等を行う。
- ③ 国際文化交流の進展に寄与するため、国等との連携協力による公演等を行う。
- ④ 国内外の幅広い人に伝統芸能及び現代舞台芸術の鑑賞機会を提供するため、ICTを活用した舞台映像の配信を行う。

(5) 快適な観劇環境の形成

観客本位の快適な環境の形成のため、次のとおりサービスの向上に努め、観客の満足度の向上を図る。

ア 観客の要望等を踏まえ、また、高齢者、障害者、外国人等の利用の機会が拡充されるよう、快適で安全な劇場施設の整備、各種サービスを充実し、観劇前後を含めた体験の質の向上に努める。なお、国立劇場等の再整備期間中に代替施設で公演を実施するに当たっては、代替施設の管理者等と連携協力して、各種サービスの充実に努める。

イ 入場券販売において、利用者にとって利便性の高い多様な購入方法を提供する。

ウ 公演内容等の理解を促進するため、解説書等を作成するとともに、音声同時解説や字幕表示等のサービスを提供する。

また、鑑賞団体等に対し、公演内容の説明会等を適宜実施する。

エ 幅広い観点で実施する観客へのアンケート調査等の活用により、観客等の要望、利用実態等を把握し、サービスの向上に活用する。なお、再整備期間中における代替施設での公演においても、引き続きアンケート調査を実施し、観客等の要望、利用実態等の把握に努める。

(6) 広報・営業活動の充実

幅広く多くの人々が鑑賞することを目標として、次の取組により一層効果的な広報・営業活動を展開する。

ア 公演内容に応じた効果的な宣伝活動を実施する。

また、振興会各種事業に関する広報の充実に努め、ホームページ、SNS等を活用し

て随時最新の情報を提供する。なお、ホームページについては、アクセシビリティの向上に努める。

イ シーズンシート の 拡 充 や、運 営 す る 会 員 組 織 の 会 員 に 向 け た 各 種 サ ー ビ ス の 提 供、外 国 人 向 け の 広 報 ・ 営 業、潜 在 的 な ニ ー ズ の 把 握、関 係 機 関 と の 連 携 等、観 客 の 需 要 を 的 確 に 捉 え た 営 業 活 動 を 展 開 す る。な お、会 員 組 織 に つ い て は、よ り 効 果 的 か つ 効 率 的 な 運 営 を 行 う た め 見 直 し を 行 う。

(7) 劇場施設の使用効率の向上等

ア 各種事業の日程をより効率的に設定するなど、劇場施設の使用効率の向上を図る。鑑賞機会の増加を図る観点から、主催公演等の実施のほか、伝統芸能の保存振興又は現代舞台芸術の振興普及等を目的とする事業に対し、劇場施設を積極的に貸与する。

イ 利用者の利便性を高めるため、利用方法、空き日情報等をホームページ等により提供する。

また、利用者に対するアンケート調査等を活用して提供するサービスの向上に努め、一層の利用促進を図る。

ウ 再開場後の新劇場の施設使用料金等について検討を行う。

エ 振興会が有する各劇場の相乗効果を最大限に発揮するため、各劇場及び各公演の連携協力を強化し、効果的な運営を行う。

(8) 日本博の運営・実施

振興会は、「日本博 2.0」の企画・実施等における中心的な役割を担う事務局を運営し、ユーザー目線でコンテンツを磨き上げる取組や、来場者のアクセスの向上・改善に向けた取組等を支援するとともに、戦略的なプロモーションを通じて、国内外の観光需要の回復や地域の文化資源の活用による体験滞在の満足度向上等に資する戦略的広報・事業活動等の支援等に寄与する取組を図る。

3 伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修

伝統芸能の保存振興、現代舞台芸術の振興普及を図るため、長期的な視点に立ち効果的かつ効率的に以下の養成・研修を実施する。

なお、国立劇場等で実施している事業については、再整備期間中は国立オリンピック記念青少年総合センター等で引き続き実施する。

(1) 伝統芸能の伝承者の養成

伝統芸能を長期的な視点に立って保存振興し、各分野の伝承者を安定的に確保するため、伝承者の養成を次のとおり実施する。

ア 伝承者の養成については、民間での養成が難しいため振興会として実施すべき分野に限定し、外部専門家等から、我が国の伝統芸能を保持するために引き続き伝承者を養成する必要があるとの意見が示された、歌舞伎、大衆芸能、能楽、文楽、組踊の各分野について実施するものとする。

実施に当たっては、各分野の充足状況等を把握するとともに、研修修了後の就業機会確保のための関係団体等との協議、外部専門家等からの伝統芸能の伝承状況等の意見を踏まえ、養成すべき分野、人数、研修期間等を定めた上で計画的に実施する。

また、毎年度実施する際は、研修修了者の動向把握等により成果の検証を行い、伝承者の充実のため、対象とする分野、人数等について不断の見直しを行う。

さらに、より効果的かつ効率的な養成事業を行うために、歌舞伎、大衆芸能、能楽、文楽の各分野を横断的に所管する「国立劇場伝統芸能伝承者養成所」において、戦略的な広報宣伝活動等を行い、養成事業に関する国民一般の理解と支援の拡大に努めるとともに、伝統芸能の各分野における課題について関係団体等とともに改善方策を検討し、その理解と協力を得ながら研修生に対する支援を拡充させるなどして、研修修了後の就業定着に努める。

イ 伝統芸能の各分野の伝承者について、重要無形文化財保持者等を講師として、実技研修・研修発表会等を中心とする実践的・体系的なカリキュラムにより、次の養成研修を実施する。

- ① 歌舞伎俳優、歌舞伎音楽伝承者養成（研修期間２年間又は３年間）
- ② 大衆芸能伝承者養成（研修期間２年間又は３年間）
- ③ 能楽伝承者養成（研修期間：基礎研修課程３年間、専門研修課程３年間）
- ④ 文楽伝承者養成（研修期間２年間）
- ⑤ 組踊伝承者養成（研修期間３年間）

ウ 研修修了者を中心に伝承者の技芸の向上を図るため、次の既成者研修を実施する。

- ① 既成者研修発表会（歌舞伎俳優・歌舞伎音楽・能楽・文楽・組踊）
- ② 能楽研究課程（１年間）

(2) 現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修

高い技術と豊かな芸術性を備えた実演家等を育成するため、実演家等の研修を次のとおり実施する。

ア 実演家等の研修実施に当たっては、民間団体の役割を踏まえつつ、研修環境のさらなる充実を図ることによって優れたアーティストが切磋琢磨する環境を醸成し、グローバルな視点に立った体系的なカリキュラム等により、安定的、継続的に実演家の育成を行うよう留意する。

また、実施する際は、外部専門家等の意見を聴取し、成果の検証を行い、長期的視点を踏まえて対象とする分野、人数等について不断の見直しを行う。

イ オペラ研修及びバレエ研修については、国際的な活躍が期待できる水準の実演家を育成することを目標とし、演劇研修については、確かな演技力等を備えた次代の演劇を担う実演家を育成することを目標として、第一線で活躍する各分野の専門家等を講師として、実践的・体系的なカリキュラムにより、次の研修を実施する。

- ① オペラ研修（研修期間３年間）

② バレエ研修（研修期間 2 年間）

③ 演劇研修（研修期間 3 年間）

(3) 伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修の実施に当たっての留意事項

ア 養成・研修事業についての国民の関心を喚起し、理解の促進を図るため、ホームページ、SNS等を活用して研修修了者の活動状況等を分かりやすく示すなど、広報活動を充実する。

イ 学校等との連携による養成・研修成果の活用及び研修生・研修修了者等が実演経験を積む機会の充実を図るため、児童・生徒等の体験学習や劇場外における様々な文化普及活動へ積極的に参画する。

ウ 伝統芸能の伝承者及び現代舞台芸術の実演家等を確保するため、効果的かつ効率的な募集活動、研修見学会等について検討する。

エ 国立劇場再整備後を見据えた伝統芸能分野と現代舞台芸術分野の養成・研修事業の在り方について検討する。

オ 国の文化芸術に関する施策との連携に留意しつつ、国立劇場、新国立劇場等の人材や施設を活用し、公演制作者や舞台技術者等の実地研修等の受入れ、協力を努める。また、舞台技術に関する安全管理等についての技術講習会実施に向けた検討を行う。

4 伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用

伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演の充実等に資するため、以下に掲げる調査研究並びに資料の収集及び活用を行うとともに、関係機関等と連携した取組を進めるなど効果的に活用する。

得られた成果等については、伝統芸能及び現代舞台芸術の理解と促進を図るため、研究者・教育者、文化芸術関係組織・機関等及び一般に幅広く提供する。

なお、実施に当たっては、国立劇場等の再整備の進捗状況等を踏まえて計画的に行うとともに、一般利用者及び外部専門家等の意見・要望等を踏まえ、事業の充実及び重点化等の見直しを図る。

(1) 伝統芸能に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用

ア 伝統芸能に関する調査研究を次のとおり実施する。

① 公演の実施に当たり、過去の公演記録、演出等を調査し、文化デジタルライブラリー又は書籍の刊行により公開する。

② 日本各地の歌舞伎・文楽を主とした演劇興行に関する記録、日本各地に伝わる能楽資料及び組踊等沖縄伝統芸能の上演に関する記録について、調査研究を行う。

③ 伝統芸能に関する古文献等について調査研究するとともに、復刻・刊行等を行う。

イ 伝統芸能に関する資料の収集及び活用を次のとおり実施する。

① 伝統芸能関係図書、歌舞伎錦絵等博物資料等の収集及び分類整理を行い、閲覧に供

するとともに、図録等の作成、博物館施設等への貸与等を行う。

② 収集した資料のデータベース化の推進やデジタルコンテンツの充実を図り、文化デジタルライブラリー等により公開する。デジタルコンテンツの充実に当たっては、舞台映像等の配信に係る権利処理等を行うための関係機関等との連携を図る。また、収集した資料等を活用した展示を企画し、各展示施設等において公開する。公開に際しては、関係機関等と連携した取組、多言語化等利便性の向上及び広報活動の強化に努める。なお、国立劇場等の再整備期間中は、伝統芸能情報館及び国立演芸場での展示は休止し、関係機関等との連携に取り組む。

③ 国立劇場等の再整備期間中において、国立劇場等で収集した資料については、資料の特性に応じた適切な管理により代替施設で保管する。

④ 舞台芸術分野における国立の機関としての役割を果たすため、外部の関係機関とのネットワーク構築を推進しつつ、情報発信機能の充実について検討する。

(2) 現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用

ア 新国立劇場で上演する現代舞台芸術に関し、上演作品等についての資料調査を実施する。

イ 現代舞台芸術に関する図書、資料等の収集及び分類整理を行い、閲覧に供するとともに、他の劇場施設等への貸与を行う。

ウ 収集した資料等を新国立劇場その他の施設において展示し、ICT等を有効利用して公開する。

エ 舞台美術センター資料館については、施設に対する活用方法に係るニーズが変化したことから、展示施設としての機能から衣裳等の保管機能への移行を進める。

(3) 伝統芸能及び現代舞台芸術に関する公演記録の作成・活用、普及活動の実施

ア 主催公演を中心に演技・演出等の記録を録音・録画・写真等により適切に作成・保存し、閲覧・視聴に供する。

イ 伝統芸能及び現代舞台芸術の理解促進と普及を図るため、公開講座、公演記録の鑑賞会やICTを活用した公演記録映像の有料配信等を実施する。実施に当たっては、広報活動を十分に行うとともに、適宜参加者へのアンケート調査を行い、内容の充実を図る。

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

劇場利用者等へのサービスその他の業務の質の向上を考慮しつつ、次の取組を行い、事務及び事業の改善を図る。

1 業務運営の効率化に関する取組

運営費交付金を充当して行う事業については、一般管理費及び業務経費の合計について、中期目標期間の最終年度において、令和4年度比5%以上の効率化を図る（特殊要因経費、新たに追加される業務及び公租公課を除く）。なお、新たに追加される業務は、引

き続き特殊要因経費とされるものを除き、これに準じて翌年度から効率化を図ることとする。

また、人件費については3項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。

2 組織体制の整備・強化

劇場間の連携強化を図るとともに、再整備期間中の業務及び組織体制の検討を行い、必要な措置を講ずる。

3 給与水準の適正化等

国家公務員の給与水準等とともに業務の特殊性を十分考慮し、対国家公務員指数については適正な水準を維持するよう取り組み、その結果について検証を行うとともに、検証結果や取組状況を公表する。

4 契約の適正化

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することにより、引き続き外部有識者等で構成する契約監視委員会による点検など、契約の適正化を推進する。毎年度「調達等合理化計画」を策定し、点検、見直しを行う。

5 共同調達等の取組の推進

(1) 共同調達

各施設の業務内容や地域性を考慮しつつ、他法人や周辺の機関と連携し、コピー用紙等の消耗品や役務について、共同して調達する取組を年度計画に具体的な対象品目を定めた上で進める。

(2) 省エネルギー、リサイクルの推進

省エネルギー、廃棄物減量化、リサイクル、ペーパーレス化等を推進し、使用資源の縮減を図り、環境に配慮した業務運営に努める。

6 情報システムの活用

ICTの活用など効率的な情報システムの整備により、各事業の効果的・効率的な運営を支援する。

7 予算執行の効率化

運営費交付金の会計処理として、収益化単位の業務ごとに予算と実績を適切に管理する。

III 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画

実績を勘案しつつ、国民の鑑賞機会の確保と芸術活動の独創性等に十分留意した上で、社会情勢に対応した事業展開において、安定的な自己収入の確保を図るとともに、保有財産の有効活用やクラウドファンディング等を活用した外部資金の獲得など多様な財源確保に努め、計画的な収支計画による運営を図る。

また、管理業務の効率化を進める観点から、各事業年度において、適切な効率化を見込んだ予算による運営に努める。

1 予算（中期計画の予算）

別紙1のとおり

2 収支計画

別紙2のとおり

3 資金計画

別紙3のとおり

4 保有資産の処分

保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行う。

IV 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は、10億円。

短期借入金が想定される理由は、運営費交付金の受入の遅延が生じた場合である。

V 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分等に関する計画

すでに廃止を決定した船橋第三職員宿舎、習志野職員宿舎について、独立行政法人通則法第46条の2の規定に基づき、中期目標期間中に当該不要財産を国庫納付する。

VI 重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

VII 剰余金の使途

決算において剰余金が発生したときは、次の経費等に充てる。

1 助成事業の充実

2 公演事業の充実

3 伝統芸能伝承者養成事業・現代舞台芸術実演家等研修事業の充実

4 調査研究・資料の収集活用・公演記録の作成活用等事業の充実

5 研修器具、芸能資料等の購入・修理

6 観劇者サービス、情報提供の質的向上、老朽化対応等のための施設・設備の充実

VIII その他業務運営に関する重要事項

1 内部統制

(1) 外部の有識者、各分野の専門家等で構成する評価委員会において、振興会の目標等を踏まえ、組織、運営、事業などについて評価を実施する。評価に際しては、振興会が行う自

己点検評価、事業の実施結果に対する当該分野の外部専門家からの意見聴取等を踏まえ実施する。また、評価結果については、公表するとともに、組織の改善、事業の見直し、事務の改善等に反映させ、業務運営の効率化、国民に対するサービスの向上等に努める。

(2) 組織を構成する人員・劇場等施設及び国から交付される運営費交付金等を有効に活用し、常に健全で適正かつ堅実な管理運営環境を確保できるよう、理事長のマネジメントの強化や監査機能の充実について検討を行いつつ、その結果を逐次運営管理に反映させるなど内部統制の充実・強化を図る。

(3) 振興会の意思決定に至る過程並びに振興会の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、法令等に基づき法人文書を適正に作成、管理する。再整備期間中にある場合は、事務所移転に伴う法人文書の散逸、可用性の低下を防止するために必要な措置を講ずる。

(4) 国民の理解が得られるよう、分かりやすく説明する意識を徹底するとともに、国民が最新の情報を円滑に得られるよう、ホームページにおける情報アクセスを容易にするなど、情報開示を推進する。

2 情報システムの整備・管理及び情報セキュリティ対策

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

保有する情報については、法令等に基づき適切に情報の開示を行うとともに、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえた適切な情報セキュリティ対策を推進する。

3 施設及び設備に関する計画

(1) 施設・設備に関する計画に沿った整備の推進

施設・設備の老朽化への対応、劇場利用者の安全確保及び利便性の向上、バリアフリー化等のため、各劇場等施設について長期的な視野に立った整備計画を策定し、施設・設備に関する計画に沿った整備を推進する。

(2) 国立劇場再整備に関する事業の推進

国立劇場本館・演芸場等俣町地区の施設・設備の再整備については、国立劇場再整備に関するプロジェクトチームにより策定された「国立劇場の再整備に係る整備計画」に基づき、振興会が実施主体となってPFI事業を推進する。事業推進にあたっては関係省庁の協力を得て事業実施に必要な体制の強化を図った上で、適切な執行管理のため、PFI事業における業績監視を実施する。また、国立劇場等の再開場に向けて、新たな国立劇場の在り方について検討する。

4 人事に関する計画

(1) 方針

ア 職員の計画的、適正な配置を図るとともに、効果的な人事交流を実施する。

イ 次の取組により、事務能率の維持、増進を図る。

① 職員に対する実務研修等の充実により、各職員の能力開発、専門性の確保及び意識改革を行い、より効率的な業務運営を図る。

② 適切な労務管理を実施するとともに、多様で柔軟な働き方を推進するための制度を検討・導入する。

ウ 人材確保・育成方針に基づき、デジタル分野等専門的分野も含めた必要な人材の確保・育成を行い、ア及びイの取組の向上を図る。

(2) 人員に係る指標

給与水準の適正化を図りつつ、業務内容を踏まえた適切な人員配置等を推進する。

(参考)

中期目標の期間中の人件費見込み 11,901 百万円

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

5 中期目標の期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、振興会の業務運営に係る契約の期間が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び資金計画の影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

国立劇場再整備等事業

- ・事業費：事業契約後に記載
- ・事業期間：令和5年度～令和30年度（約25年間）

6 積立金の使途

前期中期目標の期間の最終年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額について、以下のものに充てることとする。

- (1) 中期計画の剰余金に規定されている、助成事業の充実に係る経費、公演事業の充実に係る経費、伝統芸能伝承者養成事業・現代舞台芸術実演家等研修事業の充実に係る経費、調査研究・資料の収集活用・公演記録の作成活用等事業の充実に係る経費、研修器具・芸能資料等の購入・修理に係る経費、観劇者サービスに係る経費、情報提供の質的向上に係る経費、老朽化対応等のための施設・設備の充実に係る経費
- (2) 次期へ繰り越した経過勘定損益影響額等に係る会計処理
- (3) 自己財源により取得した固定資産の未償却残高相当額に係る会計処理

7 その他振興会の業務の運営に関し必要な事項

国立劇場おきなわの管理運営については、沖縄芸能・文化の独自性とその伝統を活かし、地方自治体等地元の協力を得るため、公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団に委託して行う。

新国立劇場の管理運営については、芸術家、芸術団体等の創意、工夫を取り入れるとともに民間等の協力を得るため、公益財団法人新国立劇場運営財団に委託して行う。

なお、委託に当たっては、経費の見直しや自己収入の確保等の方策により収支構造の改善等に計画的に取り組むとともに、契約内容の検証を行い、更に効率化を図る。

(別紙1)

令和5年度～令和9年度 予算

(単位：百万円)

区 分	助成事業	公演事業	養成研修 事業	調査研究 事業	法人共通	合計
収 入						
運営費交付金	1,852	38,534	4,769	4,680	8,033	57,868
雑収入		101	160	56	56	373
文化芸術振興費補助金	55,765					55,765
施設整備費補助金					1,822	1,822
基金運用収入	812					812
寄附金収入	1,030	515				1,546
その他の助成事業収入	122					122
公演事業収入		9,742				9,742
公演受託事業収入		3,754				3,754
計	59,581	52,646	4,930	4,736	9,911	131,805
支 出						
一般管理費					5,543	5,543
うち人件費					3,679	3,679
うち物件費					1,864	1,864
事業費	1,852	38,635	4,930	4,736	2,546	52,698
うち人件費	414	8,697	414	828		10,354
うち助成情報提供等事業費	1,438					1,438
うち国立劇場事業費		11,997	2,507	3,402		17,906
うち国立劇場おきなわ事業費		2,386	214	306	153	3,060
うち新国立劇場事業費		15,554	1,795	199	2,393	19,941
文化芸術振興費	55,765					55,765
施設整備費					1,822	1,822
基金助成事業費	1,964					1,964
うち人件費	817					817
うち物件費	1,148					1,148
公演事業費		10,257				10,257
公演受託事業費		3,754				3,754
計	59,581	52,646	4,930	4,736	9,911	131,805

(注) 四捨五入により単位未満を処理しているため、合計が一致しない場合があります。

[人件費の見積り]

期間中 11,901 百万円を支出する。

一般管理費	2,510 百万円
事業費	8,697 百万円
基金助成事業費	694 百万円

但し、上記の額は、常勤役職員の役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、及び超過勤務手当に相当する範囲の費用であり、退職手当、法定福利費を含まない。

基金助成事業費の人件費は、運営費交付金の対象外である。

[運営費交付金の算定ルール]

1. 人件費（事業費及び一般管理費中の人件費）

毎事業年度の事業部門及び管理部門人件費（P）については、以下の数式により決定する。

$$P(y)=P(y-1)\times\sigma$$

P(y)：当該事業年度における人件費。P(y-1)は直前の事業年度における人件費。

σ ：人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

2. 事業部門物件費（事業費中の物件費）

毎事業年度の事業部門物件費（R）については、以下の数式により決定する。

$$R1(y)=R1(y-1)\times\beta\times\gamma$$

$$R2(y)$$

R1(y)：当該事業年度における事業部門物件費。R1(y-1)は直前の事業年度における事業部門物件費。

R2(y)：当該事業年度における事業部門物件費中の国立劇場おきなわ財団、新国立劇場運営財団に対する業務委託における特殊要因経費相当額。

β ：消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

γ ：業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

3. 管理部門物件費（一般管理費中の物件費）

毎事業年度の管理部門物件費（Rk）については、以下の数式により決定する。

$$Rk(y)=Rk(y-1)\times\beta$$

Rk(y)：当該事業年度における管理部門物件費。Rk(y-1)は直前の事業年度における管理部門物件費。

4. 自己収入

毎事業年度の自己収入（B）の見積り額については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = B(y-1) \times \delta$$

B(y)：当該事業年度における自己収入の見積り。B(y-1)は直前の事業年度における自己収入。

δ：自己収入政策係数。過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

5. 運営費交付金

毎事業年度に交付する運営費交付金（A）については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = P(y) \times \alpha 1 + R1(y) \times \alpha 2 + R2(y) + Rk(y) \times \alpha 3 - B(y) + \varepsilon(y)$$

A(y)：当該事業年度における運営費交付金。

α1：人件費効率化係数。中期目標に記載されている効率化目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

α2：事業費効率化係数。中期目標に記載されている効率化目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

α3：一般管理費効率化係数。中期目標に記載されている効率化目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

ε(y)：当該事業年度における特殊要因経費。重点施策の実施、事故の発生、退職者の人数の増減等の事由により当該年度に限り時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与えうる規模の経費。各事業年度の予算編成過程において、当該経費を具体的に決定。

[中期計画予算の見積りに際し使用した具体的な係数及びその設定根拠等]

上記算定ルール等に基づき、以下の仮定の下に試算している。

- ・運営費交付金の見積りについては、令和4年度予算額(特殊要因経費を除く)を基準額として、α1(人件費効率化係数)は各事業年度±0%、α2(事業費効率化係数)及びα3(一般管理費効率化係数)は中期目標期間中5%の縮減とし、ε(特殊要因経費)(令和5年度以降同額)を加算して試算。
- ・物件費については、β(消費者物価指数)は変動がないもの(±0%)とし、事業部門物件費のγ(業務政策係数)は一律1(±0%)として試算。
- ・人件費の見積りについては、σ(人件費調整係数)は変動がないもの(±0%)とし、人数の増減等がないものとして試算。
- ・自己収入の見積りについては、δ(自己収入政策係数)は+1.0%として試算。
- ・文化芸術振興費補助金については、令和5年度以降同額で試算。
- ・施設整備費補助金については、令和5年度以降同額で試算。
- ・基金運用収入については、令和4年度末に政府出資金500億円を国庫納付する影響を加味し

て試算。

- 公演事業収入については、令和5年10月末をもって国立劇場、国立演芸場が閉場する影響を加味して試算。
- 基金助成事業費については、令和4年度計画予算額の規模を維持する想定。基金運用収入に対する不足額については、前中期目標期間繰越積立金等を充当する予定。

(別紙2)

令和5年度～令和9年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	助成事業	公演事業	養成研修 事業	調査研究 事業	法人共通	合計
費用の部						
国立劇場公演等事業費		36,380	3,142	4,576	153	44,251
新国立劇場公演等事業費		16,629	1,799	215	2,393	21,036
基金助成事業費	59,589					59,589
一般管理費					4,959	4,959
財務費用	2	29		3	2	37
計	59,591	53,037	4,941	4,795	7,507	129,871
収益の部						
運営費交付金収益	1,797	35,439	4,695	4,494	6,940	53,366
事業収入	812	9,078	160			10,050
受託事業収入		3,754				3,754
財産利用収入		93		31	35	159
資産見返負債戻入	3	2,285	28	129	79	2,524
賞与引当金見返に係る収益	43	731	35	70	214	1,092
退職給付引当金見返に係る 収益	19	469	23	46	218	775
補助金等収益	55,765					55,765
寄附金収益	1,030	515				1,546
財務収益		571				571
雑益	122	101		25	21	268
計	59,591	53,037	4,941	4,795	7,507	129,871
純利益	—	—	—	—	—	—
積立金取崩額						—
総利益	—	—	—	—	—	—

(注) 四捨五入により単位未満を処理しているため、合計が一致しない場合があります。

(別紙3)

令和5年度～令和9年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	助成事業	公演事業	養成研修 事業	調査研究 事業	法人共通	合計
資金支出	70,591	55,646	4,930	4,736	13,989	149,892
業務活動による支出	60,123	49,991	4,902	4,496	7,965	127,477
投資活動による支出	4	5,092	27	90	1,886	7,099
財務活動による支出	55	564	1	149	61	829
翌中期目標期間への繰越金	10,410				4,077	14,487
資金収入	70,591	55,646	4,930	4,736	13,989	149,892
業務活動による収入	59,581	52,646	4,930	4,736	8,089	129,983
運営費交付金による収入	1,852	38,534	4,769	4,680	8,033	57,868
補助金による収入	55,765					55,765
公演事業による収入		9,742				9,742
公演受託事業による収入		3,754				3,754
養成事業による収入			160			160
基金運用による収入	812					812
その他の収入	1,152	616		56	56	1,880
投資活動による収入		3,000			1,822	4,822
施設整備費補助金による収入					1,822	1,822
その他の収入		3,000				3,000
財務活動による収入	600					600
民間出えん金の受入による 収入	600					600
前中期目標期間よりの繰越金	10,410				4,077	14,487

(注) 四捨五入により単位未満を処理しているため、合計が一致しない場合があります。

令和5年度～令和9年度 施設及び設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（単位：百万円）	財 源
国立劇場等施設設備整備 （令和5年度～令和9年度）	1,822	施設整備費補助金

（脚注）

金額については見込みである。

また、施設・設備の老朽度合等を勘案した改修（更新）等が追加されることがあり得る。